

# 第5次食育推進基本計画 構成(案)

資料1

- 第1章 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 第2章 食育推進の目標に関する事項
- 第3章 食の総合的な促進に関する事項(具体的な施策)
- 第4章 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

## 第4次食育推進基本計画(R3~R7) 重点事項と課題

### ◆第4次食育推進基本計画(R3~R7)の重点事項

- (1)生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- (2)持続可能な食を支える食育の推進
- (3)「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

これらをSDGsの観点から相互に連携して  
総合的に推進



### <課題>

- (1)家庭や地域での**健全な食生活の実践が困難な場面の増加**
- (2)食の在り方の変化等に伴う**大人の食生活の乱れ**
- (3)国民の食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中、**生産者と消費者の関係が希薄化**

# 第1章 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

## 重点事項

- (1) **学校等**での食や農に関する学びの充実
- (2) 健全な食生活の実践に向けた「**大人の食育**」の推進
- (3) 国民の食卓と**生産現場**の距離を縮める取組の拡大

- 
- ✓ 情報発信の強化
  - ✓ 取組の見える化
  - ✓ PDCAサイクルによる施策の見直し・改善、  
行動変容に向けた機運の醸成

# 第1章 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

## 重点事項(1) 学校等での食や農に関する学びの充実

- ◀ 子供たちの食の乱れや健康への影響が見られることや、農業等の生産現場の実態を知らない子供が増えていることから、学校等が家庭や地域等と連携して、児童生徒等への食育を推進することが重要。
- ◀ 栄養教諭等による食生活の重要性等に関する指導や「農林漁業教育」を推進。

# 第1章 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

## 重点事項(2) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

- ◀ 若者における野菜類・果物類の摂取減少、中高年における米の消費減少など大人の食生活に乱れが生じている。
- ◀ このため、若者、高齢者等各世代の食や農林漁業への理解醸成と行動変容を促す「大人の食育」を推進していくことが重要。
- ◀ 民間企業を巻き込んだ国民運動を展開するため官民の幅広い連携・協働の取組を生み出す「官民連携食育プラットフォーム」や「食育実践優良法人顕彰」等による職場における食育等を推進。

# 官民連携食育プラットフォームとは

官民連携食育プラットフォームでは、様々な形で民間企業等が連携して食育活動に取り組むことで、大人の消費者の食や農への理解と行動変容を目指す取組。

カゴメ株式会社 **しょくいく 植育から始まる食育**  
よるこびを、一から土から。

野菜を栽培する、収穫する、調理するといった一連の“植育”体験は、自然や食への知的好奇心や感謝の気持ちを育み、生きる力を養う“食育”につながると考えています。

**トマト苗の提供** **KAGOME ののわくわくプログラム**

トマト苗を全国の小学校や保育園に無償で贈り、栽培・収穫・調理までの一連の体験を提供



**体験型施設** **KAGOME 野菜生活 farm.**

長野県・富士見にある「カゴメ野菜生活ファーム」では、収穫や野菜飲料の工場見学、野菜にこだわったレストランでの食事など野菜の体験機会を提供



**学校での訪問授業** **野菜チャレンジ**

社員が「野菜先生」となって野菜への興味関心を引き出す体験型授業を実施



**食育イベント** **不思議の国 トマトの樹**

全国の商業施設で「トマトの樹」をテーマに、野菜の不思議や野菜を身近に感じられる食育体験イベントを実施



©2025 カゴメ株式会社 無断複製・無断転載を禁止します



その他の会員情報(食育パーパス紹介)はこちら

**JTB “共創による『食育』課題解決”事例** 株式会社JTB

感動のそばに、いつも。『食育パーパス』 JTBは、人と地域の交流を通じて、土地に根ざした食・食材・産業の魅力を伝え、世代を超えて“食”の価値と学びを育む社会の創造を目指します。

**事例1. [アサヒビール×青森県弘前市]**  
**援農をテーマにした取組「ひろさき緑農プロジェクト」**  
～弘前市のりんご産業支援を通じた地域活性化を目指して～

企業と地域が紡ぐ、大人の食育ストーリー

2025年度開催決定！

テーマ 企業課題×農家支援×地域貢献

**事業概要**

企業版ふるさと納税の取り組みを通じて、アサヒビールの製品「ニッカシードル」の原料であるりんごの生産地、弘前市の課題解決に取り組んでいる事例です。

現在においても日本一りんご生産地である弘前ですが、**生産者の高齢化・後継者不足**の波が押し寄せ、人手不足が現在非常に大きな課題になっています。そこで企業版ふるさと納税の仕組みを活かし、本当に人手が欲しい農家への補助労働力支援、本当の意味での**「緑農プロジェクト」**を立ち上げました。弘前市、また弘前りんごを使ったシードル生産工場NIKKA弘前工場、シードルメーカーであるアサヒビールと、これまでにない産官連携の援農ボランティアツアーを実施いたします。

補助労働力確保の取組を通じて、弘前りんごのファン拡大や、生産者の方とのエンゲージメントを高める事、さらには関係人口拡大への寄与にも繋がっていくことを目指します。

…**二冠受賞!**…

内閣府 企業版ふるさと納税に係る大臣賞  
農林水産省 デイスカバー農山漁村の宝award

アサヒビール ニッカウヰスキー **JTB** 青森県弘前市 農家

双方の求める価値をマッチング

**事例2. 『Kidsジョブチャレンジ』で“三方よし”の実現**  
まさに“みんながHAPPY”  
リアルな職業体験・経済体験による産官学一体化

一次産業のリアルに触れ、命と食を見つめなす、親子で育む“食育の時間”

2025年度開催決定！

テーマ 企業課題×SDGs×探究学習

**事業概要**

「観光」目的で来訪するファミリー層と「キャリア教育」を体験する子供たち。そして「商工」はプログラム提供する第1次から第3次産業までの**受入事業者**、誘客&シティブロモーションに繋がる自治体。加えて「観光」「教育」「商工」の三要素がベストミックスされ、来場者、受入事業者、地域自治体の三者間が**「三方よし」**となることが本事業の最大の特徴です。

単なる一過性のワークショップイベントではなく地域の「観光・商工・教育」が一体となって第1・2・3次の全産業を網羅し**リアルな職業理解体験から経済体験**までをご提供。

JTBとしては営業展開から地域資源の企画開発、PR、運営、アウトプットの提供、そして効果検証まで**持続性のあるワンストップサービス**を提供しました。

2025年11月の高槻開催(イチ・ツー・オーリテイリング**機械共創事業**)においては、**食育**をテーマとしたプログラムを実施予定。

出展事業者 **JTB** 開催自治体

来場者 **JTB** 「三方よし」 双方の求める価値をマッチング

住んでよし・働いてよし・訪れてよし

**事例3. 大手食品メーカーA社×B社×鎌倉市×〇〇寺×小学校**  
**『大豆のチカラプロジェクト』**  
共通課題をもった企業と小学校、地域を巻き込み、一歩を踏み出し、社会課題解決に貢献!

大豆を通して、社会の課題と“食”の本質に向き合う“トキ”

2025年度開催決定！

テーマ 企業課題×SDGs×探究学習

**事業概要**

醤油・油はそれぞれ大豆が原料という共通点があり、大手食品メーカーA社&B社はビジネスの枠を超え、かねてより親しい関係です。この2社がタッグを組み、食を通じて社会課題解決に貢献した事例です。

「人生100年時代を生きる児童様へ、早期から栄養バランスの重要性やおいしさや健康の関連性を伝えると共に、健康的な生活を送る基礎となる知識を得る・考える機会を提供する。」という目的のため、

児童様が実際に2社がつくった“食育体験”(実習体験)を通じて「おいしさ体験」から食事バランスを学び、その取組・経験をともに、保護者・家庭内へ波及、次いで地域へ展開し、大人へも情報の伝達を図りました。

食品メーカー K様 **JTB** 鎌倉市 民間事業者  
食品メーカー N様 双方の求める価値をマッチング 鎌倉市の小学校

# 第1章 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

## 重点事項(3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

- ◀ 大都市圏への人口集中や都市化の進展が続き、国民の食卓と生産現場の距離が遠くなる中、「農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合」は第4次食育推進基本計画の作成時に比べて減少しており、**生産現場に対する理解を深めるための取組強化が必要。**
- ◀ 生産現場への理解や、自然の恩恵や生産者への感謝の念を深め、国民の食卓と農業等の生産現場の距離を縮めることにつながる**農林漁業体験企画の提供のほか、生産者と消費者が直接つながる取組等を推進。**

# 第1章 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

## 基本的な取組方針

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農林漁村の活性化と食料自給率向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

## 第2章 食育の推進の目標に関する事項

### <課題> 第3回食育推進評価専門委員会(10月17日)

- ◀ 累次の改定を経て、目標項目が増加している。
  - ⇒ ・目標の内容が重なっている
  - ・国民の直接的な行動に関連しない、と考えられる目標もある
- ◀ 目標値ごとに数値の設定の方法が異なり、数値の示す意図が正しく伝わらない恐れがある。
  - ⇒ ・達成可能性等を考慮し、現状値を踏まえて設定している目標値
  - ・科学的根拠に基づき、中長期的な視点も踏まえて設定している目標値
  - ・目標値の設定が現実的ではないと考えられる目標がある。

## 第2章 食育の推進の目標に関する事項

<委員から出た主な意見> 第3回食育推進評価専門員委員会(10月17日)

◀ 目標項目数の整理

◀ 重点事項との対応関係の整理

◀ 5年間で達成する目標値の設定

科学的根拠等に基づき他計画で設定されている目標値について、異なった目標値を設定することが混乱等につながらないのか。

◀ 現実的な目標値の設定



<論点> 第4回食育推進評価専門員委員会(12月8日)

目標項目: 第4次食育推進基本計画の目標項目を分けるなどの再構成を行う

目標値: ◀ 計画期間内での達成可能性を考慮した目標値を設定

◀ 他計画で設定されている目標値については、違いを明確化し、その目標値に基づいた目標値を設定

## 第3章 食育の総合的な促進に関する事項

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食育の推進
- (4) 食育推進運動の展開
- (5) 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- (6) 食文化の継承のための活動への支援等
- (7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

## 第3章 食育の総合的な促進に関する事項

### 1. 家庭における食育の推進

#### (1) 現状と今後の方向性

家庭においては、基本的な生活習慣確立への意識を高め、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要。特に子供にとっては、保護者の影響が大きいいため、子供と保護者が一緒になって行動することが重要。

#### (2) 取り組むべき施策

- ・子供の基本的な生活習慣の形成
- ・望ましい食習慣や知識の習得
- ・妊産婦や乳幼児に対する食育の推進
- ・子供・若者の育成支援における共食等の食育の推進
- ・多様な生活様式に対応した食育の推進(在宅時間を利用した食育の推進)

# 第3章 食育の総合的な促進に関する事項

## 2. 学校、保育所等における食育の推進

### (1)現状と今後の方向性

- ・家庭環境の変化等に伴い、子供たちの食の乱れが見られることから、学校、保育所等は、子供への食育を進めていく場として大きな役割を担う。
- ・栄養教諭等を中核とした食に関する指導の充実に加えて、生産現場への理解を促進する農林漁業体験等を推進

### (2)取り組むべき施策

- ・食に関する指導の充実
- ・**学校給食と給食の時間における食に関する指導の充実**(学校給食の充実)
- ・食育を通じた健康状態の改善等の推進
- ・**「農林漁業教育」の実践**(追加)
- ・就学前の子供に対する食育の推進

## 第3章 食育の総合的な促進に関する事項

### 3. 地域における食育の推進

#### (1) 現状と今後の方向性

- ・健全な食生活の実践に向けた行動変容を促すには、家庭、学校、保育所、生産者、企業等と連携・協働した食育の推進が必要
- ・「官民連携食育プラットフォーム」による官民の幅広い連携・協働の取組等を通じて、「大人の食育」を推進

#### (2) 取り組むべき施策

- ・「食育ガイド」等の活用促進
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進
- ・官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進(追加)
- ・食品関連事業者等による食育の推進
- ・職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進
- ・若い世代に関わる食育の推進
- ・高齢者に関わる食育の推進
- ・歯科保健活動における食育の推進
- ・専門的な知識を有する人材の養成・活用
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・災害時に備えた食育の推進

## 第3章 食育の総合的な促進に関する事項

### 4. 食育推進運動の展開

#### (1)現状と今後の方向性

- ・食育の推進に当たっては、国、地方公共団体、教育関係課者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る多様な関係者と連会・協働して国民運動として展開することが必要
- ・「食育に関心を持っている国民の割合」は近年伸び悩んでいる状況も踏まえて、行動変容に向けた機運の醸成を図る

#### (2)取り組むべき施策

- ・食育に関する国民の理解の増進
- ・ボランティア活動等民間の取り組みへの支援・表彰等
- ・食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立
- ・食育月間及び食育の日の取組の充実
- ・食育推進運動に資する情報の提供
- ・全国食育推進ネットワークの活用(削除)
- ・**デジタル技術を活用した食育の推進**(「新たな日常」やデジタル化に対応する食育の推進)

## 第3章 食育の総合的な促進に関する事項

### 5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

#### (1) 現状と今後の方向性

- ・食をめぐる環境の変化等に伴い、食を生み出す場としての農林水産業に関する理解が重要であり、農林漁業体験等の生産者と消費者との交流を促進
- ・生産現場に対する理解や関心を深めるとともに、消費の面からも持続可能な食料システムの構築への貢献が重要

#### (2) 取り組むべき施策

- ・農林漁業者等による食育の推進
- ・子供を中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
- ・都市と農山漁村の共生・対流の促進
- ・農山漁村の維持・活性化
- ・地産地消の推進
- ・食料自給率等の向上に資する消費の推進(追加)
- ・環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進
- ・食品ロスの削減の推進
- ・バイオマス利用と食品リサイクルの推進

## 第3章 食育の総合的な促進に関する事項

### 6. 食文化の継承のための活動への支援等

#### (1)現状と今後の方向性

- ・長い年月を経て形成されてきた我が国の豊かで多様な食文化は、世界に誇ることができるが、食文化の継承が困難となっている状況
- ・伝統的な食文化を次世代に継承していくため、食育活動を通じて、国民の理解を深めるべく、地域の多様な食文化をさせる多様な関係者による活動の充実が必要

#### (2)取り組むべき施策

- ・地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・ボランティア活動等における取組
- ・学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用
- ・専門調理師等の活用における取組

## 第3章 食育の総合的な促進に関する事項

### 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

#### (1)現状と今後の方向性

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要。  
そのため、食に関する国内外の幅広い情報をSNS等の多様な手段で提供するとともに、消費者行政等との連携を深めること等による教育機会の充実を図ることが必要。

#### (2)取り組むべき施策

- ・生涯を通じた国民の取組の提示
- ・基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供
- ・リスクコミュニケーションの充実
- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進
- ・地方公共団体等における取組の推進
- ・食育や和食・日本の食文化の海外展開と海外調査の推進
- ・国際的な情報交換等

## 第4章 食育の推進に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するために必要な事項

### 1. 多様な関係者の連携・協働の強化

食育に関わる多様な関係者がその特性や能力を活かし、主体的に、かつ、互いに密接に連携・協働して、多様な取り組みを推進していくことが重要であり、連携・協働の強化に努める

### 2. 地方公共団体による推進計画に基づく施策の促進とフォローアップ

- ・地方公共団体における食育の推進が一層充実するよう市町村別の推進計画の作成状況や食育の取組状況等の「見える化」等を実施。
- ・地方公共団体は、その食育推進会議を活用しながら多様な主体との連携・協働を推進。国は、地方公共団体における食育の推進が一層充実するよう、推進計画の作成状況を把握しつつ適切な支援を行う。

## 第4章 食育の推進に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するために必要な事項

### 3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

消費者理解の醸成に向けて、効果的な情報発信に努める。

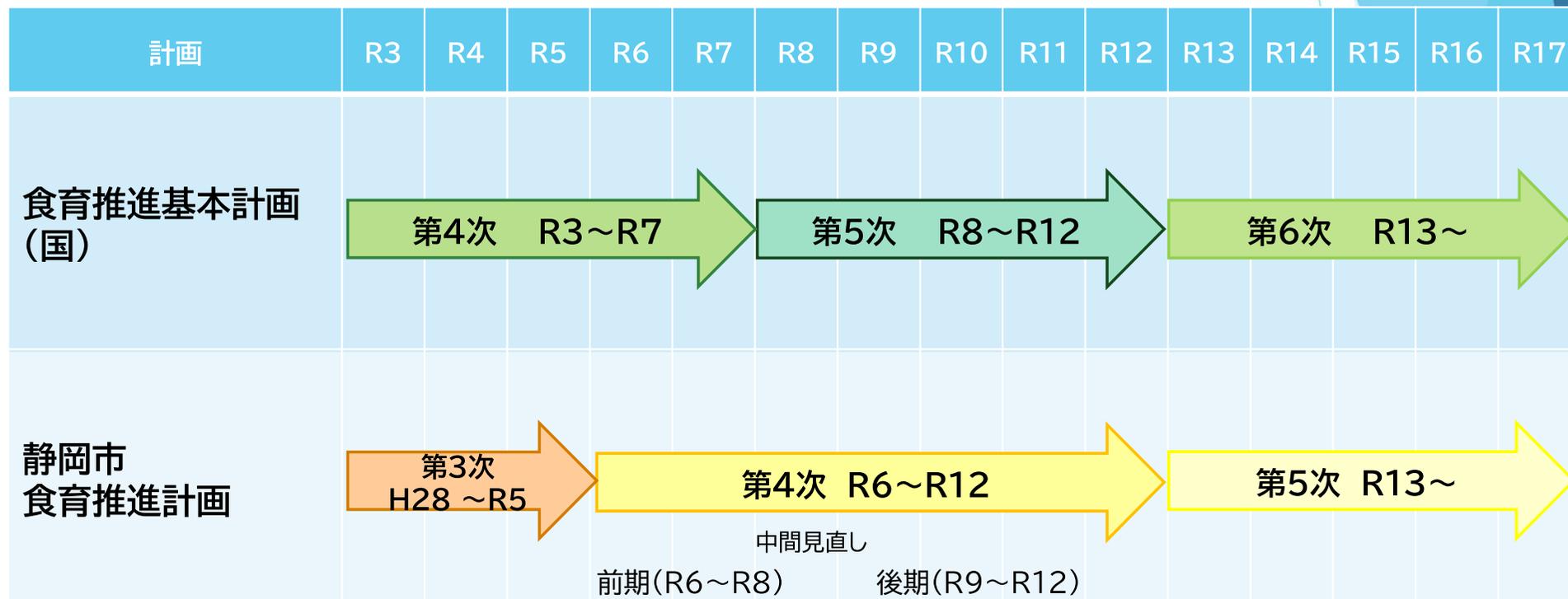
### 4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

目標の達成状況の把握と評価を実施、評価を踏まえた施策の見直しと改善を図る。

### 5. 基本計画の見直し

計画期間終了前であっても必要に応じて見直しの必要性等を適時適切に検討。

# 計画の策定スケジュール



# 計画の中間見直しの方向性

## 食育推進基本計画(国)

### 第4次(R3~R7)

- (1)生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- (2)持続可能な食を支える食育の推進
- (3)「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進



### 第5次(R8~R12)

- (1)学校等での食や農に関する学びの充実
- (2)健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進
- (3)国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

- ✓情報発信の強化
- ✓取組の見える化
- ✓PDCAサイクルによる施策の見直し、改善
- ✓行動変容に向けた機運の醸成等を実施

## 静岡県食育推進計画

### 第4次 前期(R6~R8)

- (1)誰もが生涯健康で心豊かな食生活の実現
- (2)若い世代が食を楽しみ、食の大切さを知る食育の推進
- (3)持続可能な食を支える環境の醸成

横断的な取組としてデジタル化に対応した食育の推進



### 第4次 後期(R9~R12)